

まちの通信拠点、郵便局の成り立ち

近代日本の通信手段としてまず定着したのは郵便と電報です。遅れて電話も登場しますが、緊急の連絡方法としては電報が一般的となり、商業取引等でも重要な情報連絡手段に電報が用いられていました。これらを取り扱うのは郵便局で、当時いわば地域の通信拠点の役割を郵便局が担っていた、と言えるでしょう。

は参道の泉屋で祝宴、太宰府天満宮に一同参拝して散会となり、間もなく開催される一千年大祭と相まって華やかに事業がスタートしたことが伝えられています。同43年には電話も開通、これをもってひとまず太宰府郵便局には近代的な通信設備が出揃い、太宰府の通信拠点は明治期を通じてようやく完成を見ました。

太宰府地域での郵便事業

は明治5(1872)年、宰府村に郵便取扱所が置かれたのが始まりで(明治7年宰府郵便局、同14年太宰府郵便局)、電報を取り扱う電信事業については、近隣では先行して二日市に電信局が設置されますが(明治30年)、太宰府では、太宰府天満宮御神忌一千年大祭の年である明治35年に電信受取所が郵便局内に置かれました(『太宰府市史 通史編Ⅲ』)。同年3月7日の福岡日日新聞には、前日に開催された電信受取所開始式の様子が載っています。電信受取所が置かれる太宰府郵便局の建物は新築で、開始式当日は真新しい郵便局前に式場が設けられ、音楽隊も呼んで来賓の祝辞に花を添えました。式後



太宰府町の還暦を祝って昭和29(1954)年に作られた冊子『太宰府』には、太宰府郵便局前での記念撮影写真が掲載されています。2階建て半切妻屋根の建物正面には右から左へ「太宰府郵便局」の文字が掲げられています。玄関脇には当時の局長他8人の局員と2台の自転車並び、昭和10年に改築された後の姿ではありますが、在りし日の太宰府郵便局を思い浮かべることができます。

【バックナンバーはこちら】

ページID 7241

太宰府市公文書館 藤田 理子

太宰府天満宮の御輿修造

毎年9月21、25日に行われる太宰府天満宮の神幸式大祭では、道真公の御神霊が御輿（御神輿）に乗り、かつて住まいのあった榎社に御神幸します。現在の御輿は明治になって造られたものですが、それより遙かにさかのぼった戦国時代中頃の天文8（1539）年に、天満宮杜家の満盛院が御輿を修造した史料が残っています。

同5（1536）年に、筑前国守護の大内義隆は満盛院に対して、期限を決めて御輿の修造を仕上げるよう命じていました。ところが、その旨を書いて渡した奉書を、義隆は3年後になって満盛院に進上するよう指示し（3年前に出した命令の内容を確認するため）、また修造に必要な費用を御輿奉行と相談して上申せよとも言っているのです。作業は3年経ってもまだ完成していなかったようです。

これに対し満盛院の院主快間は、指示通り大内氏から渡された奉書を差し出しましたが、費用について上申する件は「その必要はありません」と断っています。一方で快間は、先代の快竹が御輿を復興した時の

図面を大内氏に提出しました。それには御輿の装飾金具の足りない分が記されていて、加えて近年に快間がいくつか金具を付け足した分が書き込まれていたそうです。快間は費用については、この図を見て判断していたきたいと主張しています。また、先代快竹の時には費用が支払われなかったけれども、苦勞して修造を果たした話を引き

合いに出しつつ、残りの金具ほか装飾などを油断なく用意していると伝えていきます。

～公文書館だより⑩②～

続いて、10年ほど後の同17（1548）年から19（1550）年の間にも、満盛院は御輿の修造をしています。この時は出来上がりが遅れたため、大内義隆は罰として廻廊一間分の屋根の上葺を課しています。

このように天満宮の御輿の修造をめぐって、大内氏と満盛院の駆け引きの様子をうかがうことができます。

【バックナンバーはこちら】

ページID7241

太宰府市公文書館

大塚 俊司

亀井南冥の息子たち

大宰府政庁跡に建つ「太宰府碑」の文章を起草した、江戸時代の儒学者亀井南冥（1743～1814）については『太宰府人物志』と本年の公文書館パネル展でも紹介しましたが、今回はその息子たちを取り上げます。

南冥には、昭陽（1773～1836）、雲来（1774～1825）、大年（1777～1812）という3人の息子がいました。福岡藩藩校甘棠館の館長であった南冥が、突如役を解かれ塾居処分となった後、家督を継いだのは長男の昭陽です。彼は父の学問を深化し大成させるとともに、門人の育成にも力を注ぎました。次男の雲来は、幼くして仏門に入るも、後に還俗して医師となり、太宰府で開業。三男の大年は、姪浜でこちらも医師として活動しました。

昭陽の塾に学び、亀井家と親しかった日田の学者広瀬淡窓は、自著『懐旧楼筆記』で三兄弟について次のようなことを書いています。

○昭陽先生は、南冥に似た豪胆な気性で、物事に対して憤る心は人一倍激しい。しかし、父親がそれで罪を被ったことから、本来の気性を

抑え自分を律している。父母によ

く仕え弟たちを大切にしている。

○大壮（雲来）は、兄弟の中で最も寛容な気持ちの持ち主である。

○大年は、才気煥発過ぎて傲慢であり、礼節というものに我慢できない。

このように性格は異なるものの、兄弟仲は大変良く、助け合いながら父親を支えました。また、三人そろって詩文の才に恵まれており、父南冥、叔父曇栄と合わせて「五亀」と称されるほどでした。



太宰府村に暮らした雲来は、医業の傍ら、私塾「雲来社」で子弟の教育を行いました。太宰府の医師中川昌沢も少年時代に雲来に学んだ一人です。公文書館の中川家文書には、昌沢が書き写した『雲来詩集』が残されています。これを見ると、若き日の雲来の交友関係や心情が窺えるとともに、兄昭陽、弟大年を詠んだ漢詩からは、兄弟に対する細やかな愛情を読み取ることができます。

【バックナンバーはこちら】

ページID 7241

太宰府市公文書館

荻野 寛美

古代大宰府の軍事的機能

「防人とその役割」

私は古代大宰府の歴史を、対外的機能・軍事的機能・管内支配機能という3つの役割から考える試みを続けています。ここでは、そのうちの軍事的機能について少しみてみましょう。

九州においては、白村江敗戦翌年の天智天皇3(664)年、吉岐・対馬・筑紫国などに「防」(防人の配備地)と烽(のろし)を置き、また筑紫に水城を築いたことが、『日本書紀』という書物にみえています。さらにその翌年には大野城・椽城(基肆城)を築いた

こともみえます。私は、こうした白村江敗戦後の措置が、後の大宰府における軍事的機能の淵源になったのではないかと考えています。もちろんそれは以前から大陸や半島に最も近い位置にあった筑紫が担ってきた軍事上の役割を背景としたものだったでしょう。

さて、ここで「防」と表記された防人については、関連する記録が『日本書紀』に5点確認できます。『日本書紀』は、奈良時代になって編さんされたものですから、その過程で加筆・修正された可能性もあり、すべてを鵜呑みにすることはできません。防人についても、その初見は大化2(646)年の、いわゆる大化改新詔ですが、これは後の律令条文などによって書き換えられていることが明らかにされており、全幅



の信頼を置くことはできません。こうしたことを踏まえて、先の天智天皇3年の記録が防人制の初見であり、それが白村江戦の直後であることから、敗戦後の防衛体制の一環とみるのが、現在の一般的な理解といえるでしょう。

一方で立教大学名誉教授・野田嶺志さんは、日本古代軍制史を検討する中で、防人制の成立を持統天皇3(689)年にみえる防人の記録に求めました。また防人の役割については、白村江敗戦に伴う対外的な防衛というよりもむしろ、筑紫地域に律令制の基盤を形成することにより、いわば国内的な要因によって編成されたものとみえています。この野田さんの見解は、40年以上も前に示されたものですが、近年の研究の中でもしばしばふれられています。この見解と、先述した一般的理解とをいかに関連づけて解釈できるかが大きな課題として残されていると思います。防人制が九州固有の軍制であることも踏まえて、今一度検証することが必要だと考えています。

【バックナンバーはこちら】

ページID 7241

太宰府のラムネ

明治期の地方産業の動向を知ることができる資料の一つに、郡是・町是・村是^{そんぜ}があります。郡や町、村単位の詳細な産業統計と将来目標などを掲げたもので、殖産興業の「羅針盤」として作成されました。筑紫郡では明治35（1902）年11月に『筑紫郡是』が作られ、郡内各町村でも同じ頃に町是・村是が出されます。太宰府地域では『太宰府町是』『水城村是』が作られますが、つぶさに項目を追うと興味深いことが分かります。

『町是』『村是』を繰ると消費部門に「ラムネ」の項目があり、太宰府町では「年1人につき3本」、水城村では「1人1本」と記載されています。当時太宰府町では平均してラムネが1年間に1人あたり3本、水城村では1本が飲まれた、という意味です。単価は太宰府町で2銭、水城村では2銭5厘。消費本数と価格に差があります。

次に『太宰府町是』の生産部門を見ると、「ラムネ1戸7万本」とありました。太宰府町にはラムネ工場が1軒あって、年間7万本を製造した、ということです。太宰府町の人口は当時4256人、水城村は2600人、2町村合わせたラムネ消費数は1万5千本程度です。



は残りの5万5千本の行方は？

さらに『筑紫郡是』を見ると、当時郡内にラムネ工場は1軒のみで、郡内では7万6845本のラムネ消費があったことが判明します。つまり、太宰府町のラムネ工場は郡で唯一のもので、そこで作られたラムネはほぼ郡内で消費されていた、と推測されます。また『郡是』には「ラムネ触売^{ふれうり}」という行商1軒の記載があるので、遠隔地でラムネはこの触売により販売され、地域による価格差はそれで生じた、と考えられます（例えば大野村では1本3銭）。

太宰府ではかつて五条にラムネ屋があったことが知られていますが、『町是』などによりその規模が少し具体的に見えてきたのではないでしょうか。市ホームページでは、発掘により見つかった太宰府のラムネ瓶を紹介しています（文化財調査情報・ページID3545）。また、『太宰府町是』は公文書館で閲覧することができます。

【バックナンバーはこちら】
ページID7241

御供屋別当信興、牛車を許される

戦国時代中頃の天文17（1548）年3月、太宰府天満宮の社家の一つである御供屋別当の信興は、神事に参加する際の「乗車」を許可されました。この場合、「車」とは牛車のことで、牛車に乗ることを許されたのです。牛車は本来、貴族を始め身分の高い人の乗り物で、乗る人の地位によって造りに細かい違いがありまして。牛車に乗るのを許されたということは、それに見合った地位が与えられたことを意味します。戦国時代というと実力だけが全ての世の中だと思われがちですが、実際はこのように榮譽や權威ある形式を求める風潮も盛んでした。

ところで信興に牛車に乗ることを許可したのは、京都の公家で菅氏長者（菅原氏の氏族のすがわらのながあつ）の菅原長淳です。信興は許可を申請するに当たって、菅原氏に直接ではなく筑前国守護の大内義隆に願い出て、それを受けて大内氏が菅原氏に伺いを立てる、という手順を踏んでいます。信興はすでに数年前から牛車に乗る許可を望んでおり、天満宮の他の社家た



ちからは反対されていましたが、何度也大内氏に訴えていました。大内義隆の方も、これについて問題なしと判断し、家臣に上京して菅原氏に話をするよう再三にわたって命じたものの、遠路のため実現しないまま数年が経過したようです。そこに、幸運にも長淳本人が京都から大内氏の元に下向してきたので、子細を説明して許可を取り付けるに至ったのです。このように天満宮の社家と菅原氏との間で、大内氏が仲介の労を取っている事実は、大内氏と天満宮の関係を考える上で興味深いと思います。

また、この時に信興は多額のお礼を献上したようで、史料に記録されている分だけでも菅原氏には銭千疋（百疋＝1貫文）、大内氏には黄金2枚・銭3千7百疋・太刀3腰・馬3疋・樽酒5つ・その他2品目が見られます。恐らく他にも金品を双方に贈ったのではないでしょう。ステータスを手に入れるためには、多くの出費を必要とした様子がかがえまします。

亀井昭陽と梅ヶ枝餅

亀井昭陽（かめい しょうやう南冥の長子）の著作の一つに『ほうざん にっぎ烽火山日記』があります。文化6（1809）年から7年にかけて、福岡藩の烽火台（烽火ほうかだいのろし）番士を勤めた体験を記した漢文日記で、昭陽の文名を高めた作品として知られています。

烽火台の設置は、文化5年の英軍艦長崎港侵入事件をきっかけに、長崎警備体制が強化されたことによります。福岡・佐賀藩内に烽火台を設置し、有事の際の連絡手段として長崎から小倉までの烽火リレー体制が整えられました。

福岡藩は天山（御笠郡）、四王寺山（糟屋郡）、陶籬嶺（しやうけ 越、穂波郡）、龍王山（同上）、六ヶ岳（鞍手郡）、石峰（遠賀郡）の6か所に烽火台を設置しました。甘棠館廃止後、城内組平士となっていた昭陽は、この烽火番を命じられます。番士は3人1組、十日ごとの交代制。実際は欠勤者も多く、昭陽は「70人の番士のうち半数が病欠なので忙しい」とこぼしています。一方昭陽自身は、見張りに立つ時間以外は読書や著述をし、弟子や知人から酒肴の差し入れや



陣中見舞いを受け、烽火勤務にも楽しみを見出していたようです。

『烽火山日記』によると、文化6年12月20日、四王寺山での勤務のため、百道松原の自宅を出発し水城村から入山。25日には山を下り、宰府村光蓮寺で月命日の母のために線香をあげ、同村岩淵に住む弟の雲来を訪ねます。弟宅で雪に汚れた足を洗い、のんびりと酒を飲み、良い気分の帰り道、山で待つ同僚への土産に梅ヶ枝餅を買いました。梅ヶ枝餅について昭陽は次のように記しています。「梅ヶ枝餅は焼き餅である。米粉の餅に小豆餡を詰め、凹字の型の鍋に押し付け、薄く平らになるように焼くと、表面に梅花の模様が立ち上がる」（原文は漢文）。約200年前、昭陽が目にした梅ヶ枝餅は現在とさほど変わらぬ姿だったことが分かります。果たして、持ち帰った宰府土産の梅ヶ枝餅は「皆蔗餠瘵有り。喜ぶこと甚だし」（皆甘蔗瘵なのでとても喜んだ）と同僚たちに大好評だったのです。

古代大宰府の軍事的機能(2)「新羅海賊」への対応

以前、この欄で古代大宰府の軍事的機能として防人を取り上げました(令和4年12月号)。今回は平安時代初期のそれについてみてみましょう。この時期にはその兵力も含めて、大宰府の軍事的機能が大きく変わったと考えられるからです。

当時の国家兵力の中心は軍団兵士でしたが、延暦11(792)年には、諸国の軍団兵士が廃止されます。この時は大宰府など辺要の地は廃止から除かれていましたが、天長3(826)年、ついに大宰府管内の軍団兵士も廃止され、その代わりとして統領・選士・衛卒が設置されることになったのです。

ここで、大宰府が実際に

こうした兵力を動員した事例をひとつ取り上げてみましょう。貞観11(869)年、博多津に「新羅海賊」の船2艘が来襲し、豊前国から都に貢納するために船に積まれていた絹・綿を掠奪するという事件が起きました。この時に動員されたのは、まさしく天長3年に設置された統領・選士でした。しかし大宰府からの言上による



と、これらがあまりにも「懦弱」(臆病で弱いこと)であったことから、それに代わる兵力として採用されたのが夷俘(東北地方の蝦夷の呼称のひとつ)でした。また、このことをきっかけに大宰権少貳坂上瀧守を大宰府に派遣し、警固を勾当させることとしました。さらに

この瀧守によって博多津にあった大宰府鴻臚館の軍備強化が図られ、また杵岐嶋の要請によって同嶋に武具の配備が行われるなどしています。東京大学名誉教授竹内理三さんによると、大宰府に「警固所」が置かれたのもこの時と考えられており、ここに大宰府を中心とする新たな「警固体制」が出来上がったと思われる。この警固体制は、寛平5(893)年から6年にかけて起こった「新羅賊」襲来の際にも基本的に引き継がれています。こうして、大宰府の新たな軍事的機能が形づくられたと考えられるのです。

兵器製造工場と戒壇院

太宰府市公文書館では、「旧社会教育課永年文書」という、水城村役場が管轄していた史跡や文化財に関する、大正期から昭和40年代までの事務実績文書群を所蔵しています。ここで紹介するのは、「寺院教会建物目的外使用ノ件」という、昭和19（1944）年4月16日付の通知文書です。

これは福岡県仏教会長名で水城村長宛てに出された文書で、戒壇院を中央兵器福岡工場で使用することになった、という通知です。工場労働員のための共同宿舍として使うので、「寺院・教会建物目的外使用実施要綱」に基づき「しかるべき御配慮」をお願いしたい、というものでした。寺院側から県知事に建物供出を申し出る、という形式の、いわゆる戦時の供出の一つで、具体的な手続き等は村役場を通して行われました。なお「要綱」では、寺院には宿舍としてのみではなく、労務員の「修養・錬成の道場」となるよう求められており、工場外でも規律ある生活を送ることができるよう、寺院側に寄宿者の指導管理も任せています。



中央兵器福岡工場とは、航空機用魚雷を製造した軍需工場です。前身は、大野城市錦町で昭和14年に操業開始した日本自動車株式会社で、同18年9月の海軍管理工場指定を受けて社名を変更し、軍需品の生産に切り替わったものです。従業員は当時1千900人ほどいたと言われており、その中には遠方から来た徴用工員や学徒動員による生徒たちがいきました

（『大野城市史 下巻』）。彼らの寝泊り場所を確保するのに、工場の寮だけではとても足りなかったようです。

とはいえ戒壇院と言えは屈指の名刹の一つ。また由緒ある仏像を守っている場所でもあります。「決戦下行政事務の整理簡捷化」の下、すでに文化財に係る新規の一部事務は停止されていました。各市町村に対しては既存の認定・指定文化財の保存管理の継続は求められていました。時局の要請とはいえ、「産業戦士」の受け入れとお寺の護持との両立は、なかなか難題を持ち掛けられた、と言えます。

ごくやべつとうしんこう 御供屋別当信興、牛車を新調する

戦国時代の天文17（1548）年3月、太宰府天満宮社家の御供屋別当信興が神事の際に牛車に乗ることを許可されました。許可したのは公家の菅原長敦で、これを仲介したのは守護の大内義隆でした（広報だざいふ2月号No1017で紹介しています）。この話には続きがあり、許可を得た信興は自分が乗る牛車を新たに造り始めます。

ところが、許可に反対する意見が留守職（天満宮の現地における最上位の役職）の小鳥居信元を始め社家たちから出されていました。彼らは自分たちの考えを大内氏に進言しますが、義隆はそのまま許可する話をまとめました。ただし進言を部分的に受け入れて、幾つかの指示を出しています。

そのうち一番の焦点となったのが、牛車に付ける家紋についてでした。信元からは、家紋について大内氏に何度も申し入れがあり、義隆はそれを考慮した上で信興に指示しました。その内容は、家紋は小鳥居家が「五梅」、大鳥居家が「亀甲に五梅」、執行坊が「八葉」



とのことであり、信興は牛車に総じて使われる「八葉」を用いるように、というものでした。しかし、実際には信興の家紋も小鳥居家と同じ「五梅」であり、義隆もそれは承知していました。にもかかわらず一般的な「八葉」を使うよう指示したのは、信元に配慮して、その望み通りにしたのだろうと思われます。すなわち、信元は自分の家と同じ家紋を信興が牛車に付けるのを好まず、これを阻止すべく大内氏に訴えていたということなのでしょう。

他にも、神事の際に牛車を止める位置については執行坊の次とし、今は執行坊が出頭しないので大鳥居の次とする、という指示も出ており、ここでも小鳥居らの意見が反映されていると思われます。このように牛車に乗るなら乗るで、どういう牛車に乗るか、どこに止めるか等々、周囲とのトラブルを避けるために細々と気を配る必要があったことが分かります。